

# 学校法人城西大学役員報酬等の支給規程

令和2年3月25日制定  
(令和元年度(法)規則第17号)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人城西大学役員報酬規程に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、期末手当、退職金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、期末手当
- (2) 非常勤の役員 報酬、期末手当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額(年額、期末手当を含む)の範囲を別表第1のように設定し、その範囲内で、学校法人城西大学役員報酬委員会の審議に基づき、理事長が決定する。この場合において、理事長の報酬等にあつては、理事会が決定する。

- 2 期末手当は別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 3 退職金は別表第3に定める算式により算出される額とする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬総額は別表4に定める額を限度とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤及び非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は毎月20日(ただし支給日が土日祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 期末手当は毎年6月10日及び12月10日(ただし支給日が土日祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給

する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって私立学校法第63条第2項第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附 則(令和元年度(法)規則第17号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬総額の範囲）

役職名	報酬額（年収）
理事長	2,000万円～1,000万円
常勤理事	1,800万円～1,350万円

別表第2（常勤役員の期末手当）

6月の期末手当	報酬金額×3か月分
12月の期末手当	報酬金額×3か月分

別表第3（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額×在籍年数×係数

別表第4（非常勤役員の報酬総額の限度）

役職名	報酬額（年収）
理事・監事	400万円